

平成31年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市流しびなの館の管理運営費	観光戦略課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
361	平成32年度					361

<p>【事業の目的】</p> <p>地方自治法第244条の2第3項、鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫の基づいた鳥取市流しびなの館の運営における質的向上と効率化を図る。</p>
<p>【事業の内容】</p> <p>指定管理者に以下の業務を委託する。</p> <p>鳥取市流しびなの館の管理運営に関する業務</p>
<p>【これまでの関連する取組み】</p> <p>指定管理者制度により施設の維持管理、運営を委託し、用瀬地域の観光振興拠点施設として地域文化の発信と観光振興を推進している。</p> <p>現指定管理者 一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団 現指定管理料 H28 19,452千円 H29 19,452千円 H30 19,452千円 H31 19,452千円 H32 19,452千円 計 97,260千円 (現債務負担行為額 97,260千円)</p> <p>平成31年度の消費税率引き上げに伴う消費税額増加により、当該増加相当額分の債務負担行為額超過となるため、債務負担行為額を増額変更するもの。</p>
<p>【今後の取組み】</p> <p>2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。 3月 基本協定書に基づき指定管理料変更協議。 4月 年度協定締結。</p>